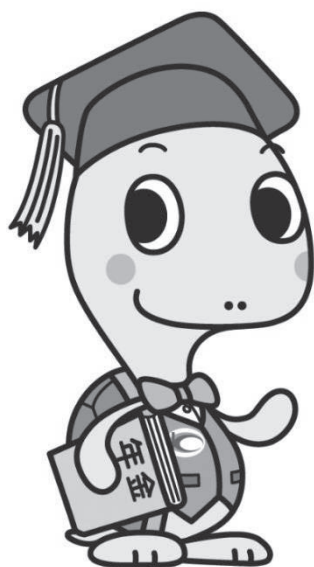


令和6年度

公立学校共済組合東京支部

年金制度と 退職後に必要な手続



年金(長期給付)事業キャラクター
かめるん

令和6年8月

ホームページの御案内

この冊子は、公立学校共済組合東京支部ホームページでも御覧いただけます。

https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/kyosai/kyosai/nenkin_taikisya/index.html



また、東京支部の組合員専用ホームページでは、年金制度等の説明動画を公開しています。
冊子と併せて御覧ください。

https://www.kouritu.or.jp/tokyo/member/nenkinmovie/nenkinseido_movie/index.html



はじめに

この冊子は、令和6年度に60歳を迎える公立学校共済組合東京支部の一般組合員を対象に作成しています。

まずはじめに、大切なことをお伝えします。それは将来、皆様が、自分の年金を正しく受け取っていただくためには、「ご自分で責任を持って、今後、請求手続きをしていかなければならない。」ということです。

年金は請求主義（厚生年金保険法第33条）であり、年齢とともに自動で支給されるものではありません。請求をしないまましていると、時効により年金が受け取れなくなることもございますので、書類は必ず御提出ください。

また現在は、所属所の事務担当の方が、税金や社会保障等の手続きについて丁寧に案内・説明等をしてくれるため、自分ではあまり意識をしていない方もいるかもしれませんが、退職された後は、健康保険の手続きや税金の確定申告など、様々な手続きを、自分自身で行うことになります。

なお、本冊子は令和6年4月時点の情報で作成しています。社会保険制度は改正が多々発生するため、皆様に年金が支給される際には、制度等が変更されている可能性があることに御留意ください。

これらのことを心に御留め頂くようお願いいたします。

※ 短期組合員（暫定（定年前）再任用短時間勤務・臨時的任用教職員・非常勤教員・会計年度任用職員・時間講師など）の方については、公立学校共済組合の年金（長期給付）の対象外です。

目次

第1章 公的年金制度の概要	1
1 現在の年金制度	1
2 年金の種類	2
3 年金を決定・支給する実施機関	3
第2章 今後の年金手続等について	4
1 退職時の手続	5
（1）退職届書兼年金待機者登録届書の提出	5
（2）国民年金への加入	5
2 65歳に到達した時	8
（1）老齢年金の受給開始年齢到達	8
（2）老齢年金を請求する	9
（3）年金払い退職給付（退職等年金給付）を請求する	9
（4）老齢年金の見込額を知る	10
3 年金受給開始後	15
（1）年金の決定	15
（2）年金の支給	15
4 年金受給後に暫定再任用フルタイム勤務をしていた場合	16
（1）老齢厚生年金の支給調整	16
（2）退職時の年金関係手続	16
第3章 知っておきたい老齢年金の諸制度	18
1 加給年金額	18
2 60歳からの繰上げ	19
3 66歳以降の繰下げ	21
4 一般厚生年金保険の加入期間がある女性の請求時期	22
5 退職一時金の返還	22
6 在職中の収入月額による厚生年金の支給調整	23
7 定年退職後のケース別・年金請求の流れ	26
（1）勤務しない場合、民間企業や私立学校に就職する場合、非常勤教員、 会計年度任用職員、暫定（定年前）再任用短時間勤務職員、臨時的任用教職員、 又は時間講師になる場合など	26
（2）暫定再任用フルタイム職員として働く場合	27
（3）厚生年金に加入せず、退職後すぐに繰上げ支給をする場合	28
第4章 その他の年金制度	29
1 障害厚生年金	29
（1）障害年金の受給要件	29
（2）障害程度の認定基準（障害等級）	29
（3）障害年金の請求手続	30
2 遺族厚生年金	32
（1）遺族年金の受給要件	32
（2）年金上の遺族とは	32
（3）遺族厚生年金の請求手続	32
3 離婚時の年金分割制度	33
第5章 退職後の医療保険制度（健康保険制度）	34
1 退職後の医療保険制度（健康保険制度）について	34
2 任意継続組合員とは	35
第6章 年金待機者Q&A	36
主な問合せ先一覧	裏表紙

第1章

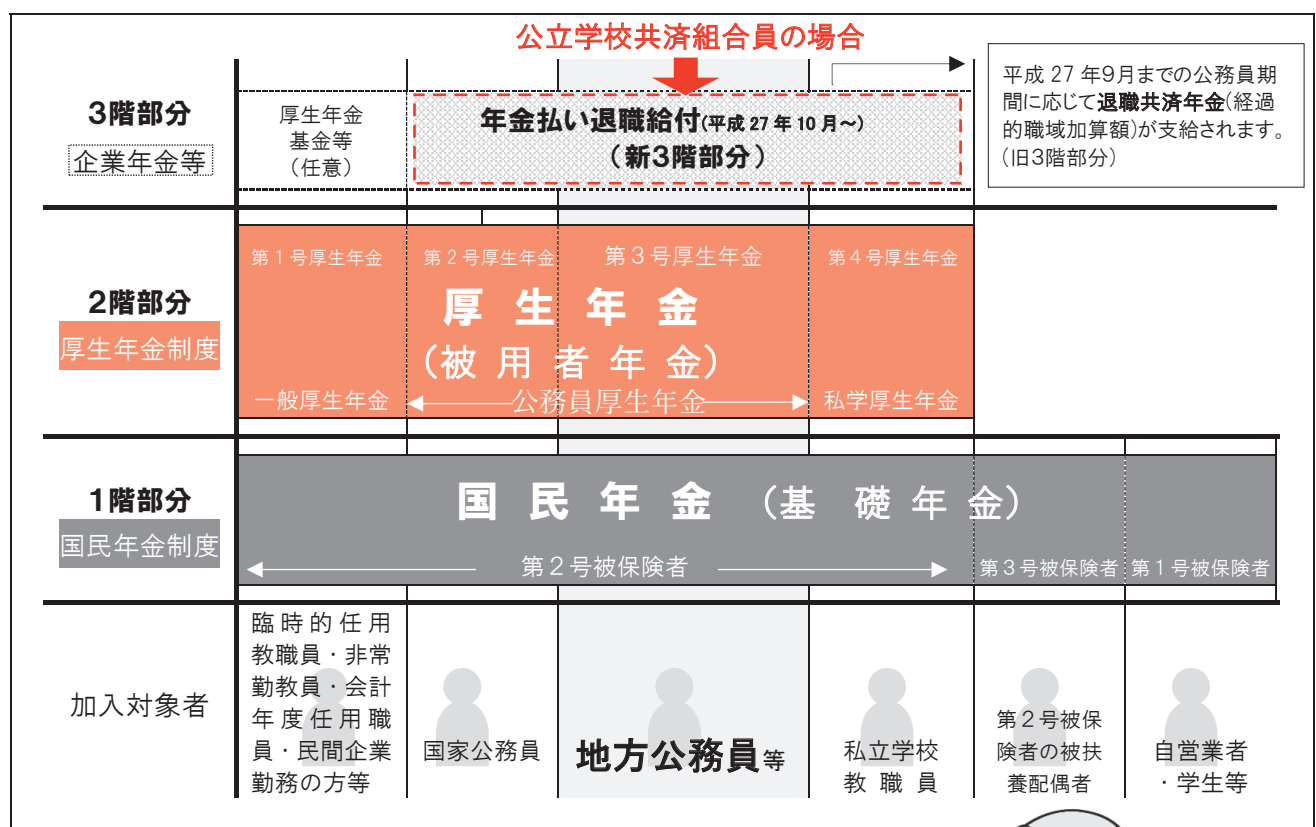
公的年金制度の概要

1 現在の年金制度

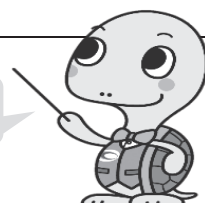
皆さんは、2つの公的年金制度と1つの公務員共済組合独自の年金制度の合計3つの年金制度に加入しています。

1	国民年金 (基礎年金)	全ての国民に共通する年金制度で、 1階部分 と呼ばれます。 昭和61年4月1日から「国民皆年金制度」が開始され、20歳以上60歳未満の全国民に加入義務があります。
2	厚生年金 (被用者年金)	被用者（給与をもらい働く人）に共通する年金制度です。 働いていた期間と報酬額に比例した年金が支給されます。 国民年金に上乗せして支給されるため、 2階部分 と呼ばれます。
3	年金払い退職給付 (退職等年金給付)	公務員の新たな退職給付として創設された年金制度で、 新3階部分 と呼ばれます。平成27年10月以降の組合員期間が算定の基礎となります。

【図1】現在の公的年金制度の体系



公立学校共済組合の年金制度は「3階建て」です！



2 年金の種類

● 国民年金と厚生年金

国民年金と厚生年金は、給付の事由により「**老齢**」・「**障害**」・「**遺族**」の3種類があります。
受給するためには、それぞれ一定の要件を満たす必要があります。

名称 種類	国民年金 (基礎年金)	厚生年金 (被用者年金)	給付事由
老 齢	老 齢 基 礎 年 金	老 齢 厚 生 年 金	一定の年金加入期間があり支給開始年齢に達したときに支給される年金
障 害	障 害 基 礎 年 金	障 害 厚 生 年 金 P29～31 参照	年金加入期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害程度となった場合に支給される年金
遺 族	遺 族 基 礎 年 金	遺 族 厚 生 年 金 P32 参照	年金加入者又は年金加入者であった者が死亡したときに遺族に支給される年金

● 年金払い退職給付

年金払い退職給付は、平成27年10月より新設された年金制度で、「終身年金」と「有期年金」の2種類があります。(詳細はP9・13参照)

● 一人一年金の原則

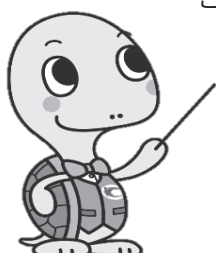
複数の年金の受給権がある場合、原則として最も有利な年金を選択し、選択した年金以外は支給が停止されます(障害基礎年金受給者については、特例があります)。

受給する年金を選択した後も、将来に向かって選択しなおすことが可能です。

例) ○老 齢 <u>基 礎</u>	老 齢 <u>厚 生</u>	×老 齢 <u>基 礎</u>	遺 族 <u>基 礎</u>
○※障 害 <u>基 礎</u>	老 齢 <u>厚 生</u>	×遺 族 <u>厚 生</u>	障 害 <u>厚 生</u>
○※障 害 <u>基 礎</u>	遺 族 <u>厚 生</u>	×老 齢 <u>基 礎</u>	障 害 <u>厚 生</u>
※65歳以上の場合			

これらの組み合わせは、
両方を選択可能

これらの組み合わせは、
片方のみを選択



年金は、「老齢」「障害」「遺族」の3種類です！

3 年金を決定・支給する実施機関

年金を決定・支給する組織を「**実施機関**」と呼びます。公務員の厚生年金は最後に所属した共済組合が決定・支給します。各年金の実施機関は以下のとおりです。

	公 的 年 金 等		実 施 機 関 (年金を決定・支給する組織)	加 入 者
1階	国民年金 (基礎年金)		日本年金機構 (年金事務所)	20歳以上60歳未満の全国民
2階	厚生年金 (被用者年金)	一般 厚生年金	日本年金機構 (年金事務所)	民間勤務や 臨時的任用教職員 非常勤教員等
		公務員 厚生年金	国家公務員 共済組合	国家公務員
		経過的 職域加算額 を含む。	地方公務員 共済組合 〔公立学校共済組合 東京都職員共済組合 市町村職員共済組合 等〕	地方公務員等 〔公立学校教職員 暫定再任用フルタイム等〕
		私学 厚生年金	私立学校振興 ・共済事業団	私立学校教職員
新3階	年金払い退職給付 (退職等年金給付)		国家公務員共済組合 地方公務員共済組合 私立学校振興・共済事業団	公務員・私学 厚生年金加入者

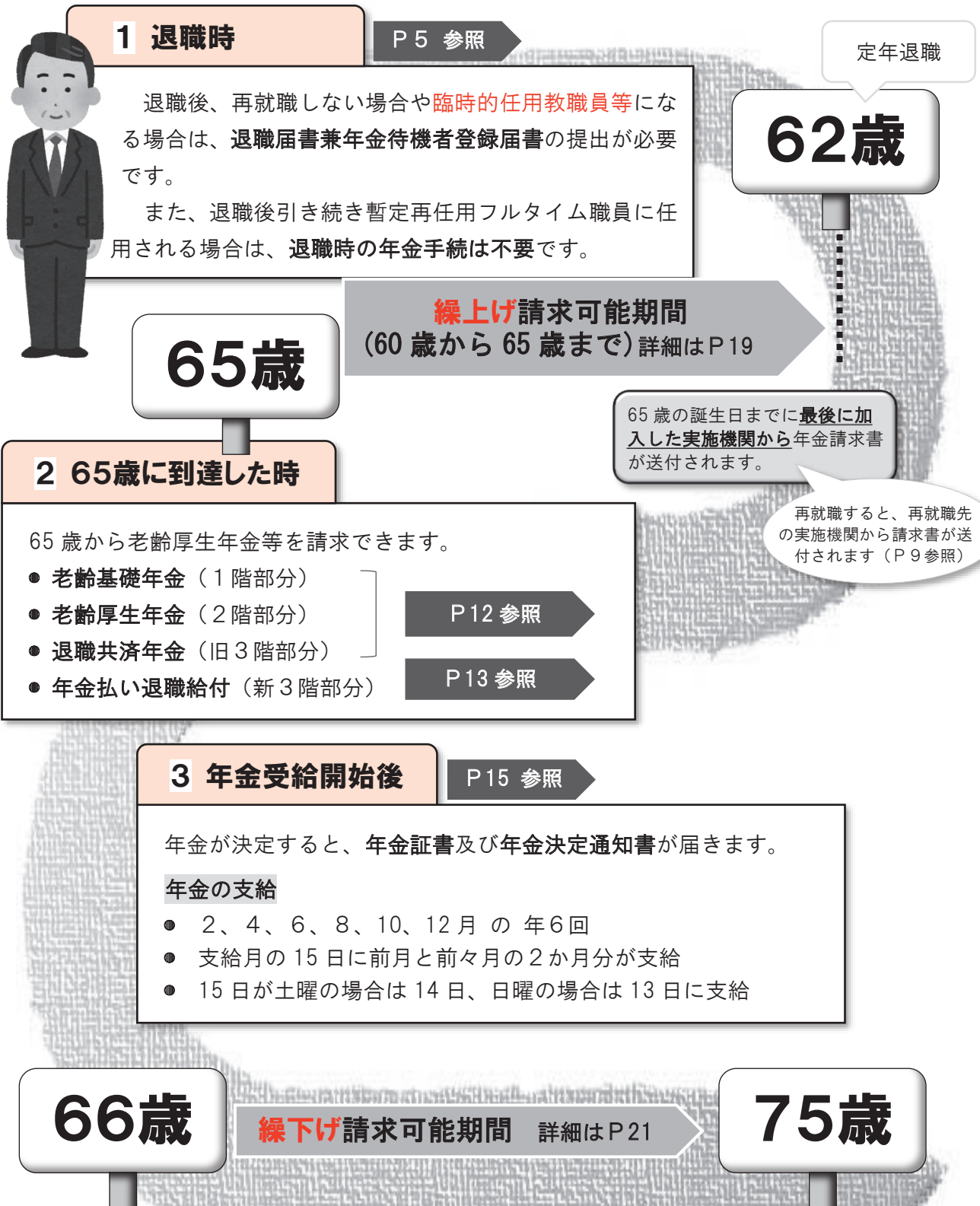
厚生年金（被用者年金）は、それぞれの実施機関が決定・支給します。

厚生年金保険に加入している20歳から60歳までの間は、同時に国民年金にも加入していることになります。



第2章

今後の年金手続等について



1 退職時の手続

退職時の手続については、次の表と次項（P 6）のフローチャートを確認して、退職時の所属所を通じて必要書類を提出してください。

【4月1日からの勤務状況と必要な手続等について】

3月31日	4月1日からの勤務状況	提出書類
東京都の 正規教職員 を退職 (一般組合員)	勤務しない場合、 民間企業、私立学校、 非常勤教員、会計年度任用職員、 暫定(定年前)再任用短時間勤務職員、 臨時的任用教職員、又は時間講師等	退職届書 兼年金待機者 登録届書
	教育庁(事務局・学校教職員等)以外の 国家公務員、地方公務員(正規職員)	組合員転出 ・異動届書
	定年退職後に 暫定再任用フルタイム職員として勤務	手続不要

(1) 退職届書兼年金待機者登録届書の提出

退職届書兼年金待機者登録届書は年金決定に必要な組合員期間中の年金記録（これまでの公務員期間や給与情報等）を整備し、年金が決定されるまで「年金待機者」として登録するために必要な書類です。

所定の様式に必要事項を記入し（P 7 参照）、退職日以降、組合員証・一般組合員資格喪失届書等と一緒に、所属所の共済事務担当者に提出してください（様式は所属所にあります）。

所属所の事務取扱者が証明のうえ、公立学校共済組合東京支部に送付することで資格喪失及び年金待機者登録の手続きが行われます。

重要!

退職届書兼年金待機者登録届書の提出が必要な方は
必ず提出してください。

P 6 参照

退職届書兼年金待機者登録届書を提出すると、退職後おおむね4～6か月後に公立学校共済組合本部から自宅に「年金待機者登録通知書」とリーフレット「年金待機者になられた方へ」が送付されます。また、同時に**年金待機者番号**が付番されます。これで待機者登録は完了しますが、送付された通知書等は年金支給開始まで大切に保管してください（年金待機者期間中の手続きについては、年金待機者 Q&A（P 36.37）を御確認ください）。

(2) 国民年金への加入

60 歳に到達するまでのすべての国民に、国民年金の加入義務があります。60 歳より前に退職する方や配偶者を扶養していた場合は注意してください。手続きは、お住いの区市役所・町村役場で行います。

退職時手続フローチャート

スタート

退職後も働く予定は
ありますか？

YES

NO

① ② ③

パターン A

退職時に所属所を通じて
退職届書兼年金待機者登録届書
〔用紙 No.年金 5〕を提出
※ 福利厚生事務の手引別冊様式集 P 181

再就職先は・・・

- ① 民間企業
- ② 私立学校
- ③ 非常勤教員、会計年度任用職員、
暫定(定年前)再任用短時間勤務職員、
臨時的任用教職員又は時間講師等
- ④ 暫定再任用フルタイム勤務職員
- ⑤ 道府県の**正規職員**
(公立学校共済組合の他支部に加入する場合)
- ⑥ 国家公務員又は他の地方公務員の
正規職員
(国家公務員共済組合、都道府県・市町村職員共
済組合などに一般組合員で加入する場合)

④

手続不要

パターン B

- ① 退職時に所属所を通じて
組合員転出・異動届書〔用紙 No.年金
2〕を提出
※ 福利厚生事務の手引別冊様式集 P 175
+
- ② 新たな加入先の共済組合へ
「**組合員期間等報告書**」を提出

⑤⑥

YES

退職日と再就職先の採用日は
1 日も空かずに引き続きますか？

【例】

3/31 退職→4/1 採用⇒「YES」パターン B

3/31 退職→4/2 採用⇒「NO」パターン C

NO

パターン C

- ① 退職時に所属所を通じて
退職届書兼年金待機者登録届書
〔用紙 No.年金 5〕**組合員転出・異動
届書**〔用紙 No.年金 2〕を提出
※ 福利厚生事務の手引別冊様式集
P 175.181
+
- ② 新たな加入先の共済組合へ
「**組合員期間等報告書**」を提出

各様式は公立学校共済組合東京支部のホームページ
にも掲載しています。



暫定再任用フルタイムで勤務する場合以外は提出する書
類が必ずあります。

御自身の次の任用がある場合フローチャートのどこに当
てはまるか、今一度御確認くださいませうお願いします。



● 退職届書兼年金待機者登録届書の記入例 (令和8年度末に定年退職する場合)

※ 短期組合員が退職した場合には、提出不要です。
※ ペンで太線の枠内のみ記入してください。
※ 記入要領に従い、楷書ではっきりと記入してください。

〔用紙No.年金5〕

短期組合員（臨時的任用教職員・非常勤教員・会計年度任用職員・時間講師等）を退職した場合には、提出不要です。）

支部	組合員番号	校番
1300	12345678	00

退職届書 兼 年金待機者登録届書

退職日 ≤ 届出日 ≤ 所属所長証明日

公立学校共済組合理事長 殿

届出日 令和 9 年 3 月 31 日

退職者	フリガナ	コウリツ ・ ハナコ	元号	年	月	日	性別
	氏名	公立 ・ 花子	昭和・平成	39	12	01	男・女

退職年月日	元号	年	月	日	旧姓	旧姓	改姓年月日	基礎年金番号
	平成	09	03	31	改姓年月日	共済	昭和 5 年 12 月 15 日	1234-567890

所属所名 職名	所 属 所 名	職 名	待機者番号（前歴あり）	種別	証書番号
	新宿区立青空小学校	教諭	氏名が変更されている場合は旧姓及び改正年月日も記入		

退職者の住所等	郵便番号	フリガナ	トウキョウト	チヨダク
	100-0000	住所	東京	千代田
	市・郡 区（指定都市）	町・村 区（指定都市）	東京都	

上欄住所のつづき	フリガナ	オチャノミズ 2-9-5-E-30
	町名番地等	お茶の水 2-9-5 ヴィレッジE-30
	電話番号	090-9999-9999

退職者の配偶者	配偶者の有無	「有」の場合は記入して下さい。	配偶者の生年月日	元号	年	月	日	配偶者を扶養していますか
	有・無		昭和・平成	41	05	01	している・していない	

〔再就職予定年月日 令和 9 年 4 月 1 日〕

再就職予定の確認	1 再就職しない	2 厚生年金に加入しない働き方（週20時間未満の時間講師等）
	3 臨時的任用教職員・非常勤教員・会計年度任用職員・暫定（定年前）再任用短時間勤務職員 ・週20時間以上の時間講師（厚生年金に加入）	4 民間企業・私立学校（厚生年金に加入）
	5 国家公務員・他の地方公務員の正規職員（一般組合員）	6 その他（ ）

※ 再就職の予定は、所属所の確認を受けた後に記入しても差し支えありません。

上記について、提出されましたので送付します。

令和 9 年 4 月 1 日

所属所コード 07204

退職日以降の日付を記入

所属所名 新宿区立青空小学校

事務取扱者氏名 東京 一郎 電話番号 03-5320-6828

●退職後に居住する住所を記入

●外国に居住する予定の場合は可能な限り、国内の関係連絡先を記入
⇒帰国後は本部(03-5259-1122)へ連絡する。

●マンションやアパート名のフリガナは記入不要

共済組合記入									
重複期間	退年・減退の受給権	みなし25年の退共権	退職事由	義務非義務	所属区分				
有・無	有・無	有・無	普通・定年・勤奨・失職	義・非					
退職年月日			退職事由	義務非義務	所属区分				
元号 年 月 日									
退職②			普通・定年・勤奨・失職	義・非					
退職③			普通・定年・勤奨・失職	義・非					

再就職等の予定を御記載ください。
なお、退職後1ヶ月以内に再就職しない場合には、「1 再就職しない」に丸をしてください。
再就職の予定は、所属所の確認を受けた後に記入しても差し支えありません。

審査	作成者

（令和6年1月）

2 65 歳に到達した時



本部 HP

(1) 老齢年金の受給開始年齢到達

老齢年金とは、ある一定の年齢に到達したときに支給される年金のことです。

皆さんは **65 歳から**「老齢基礎年金」、「老齢厚生年金」、「退職共済年金（経過的職域加算額）」、「年金払い退職給付（退職等年金給付）」の**合計 4 つ**の年金を受給することになります。

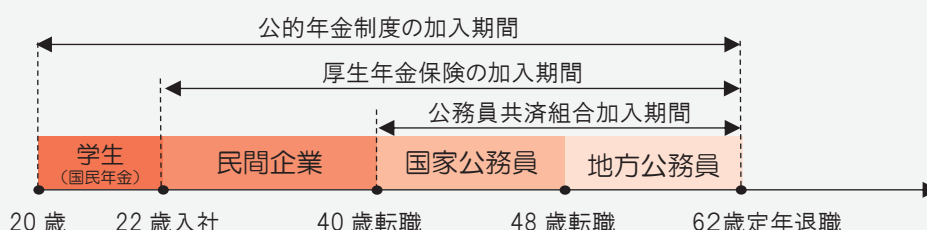
	平成 27 年 9 月までの期間分	平成 27 年 10 月以降の期間分
3 階部分	旧 3 階部分 退職共済年金（経過的職域加算額） <支給要件> ● 公的年金制度の加入期間が 10 年以上あること ● 平成 27 年 9 月以前に引き続き公務員共済組合一般組合員の加入期間が 1 年以上あること <計算方法>P1 2	新 3 階部分 年金払い退職給付（退職等年金給付） <支給要件> ● 引き続き公務員共済組合一般組合員の加入期間が 1 年以上あること ● 公務員共済一般組合員でない（退職している）こと <計算方法>P1 3
2 階部分	厚生年金（被用者年金） <支給要件> ● 公的年金制度の加入期間が 10 年以上あること ● 厚生年金保険の加入期間が 1 月以上あること <計算方法>P1 2	
1 階部分	国民年金（基礎年金） <支給要件> ● 公的年金制度の加入期間が 10 年以上あること <計算方法>P1 2	

用語説明

公的年金制度の加入期間：すべての公的年金制度（国民年金や厚生年金等）の加入期間

厚生年金保険の加入期間：すべての厚生年金保険の加入期間

公務員共済組合加入期間：公務員厚生年金の加入期間



(2) 老齢年金を請求する

年金を受け取るには、皆さん自身が請求を行う必要があります。
請求書類は 65 歳の誕生日前に最後に所属した実施機関（P3 参照）から送付されます。退職後に再就職すると、公立学校共済組合以外から請求書が送付される場合があります。同封される案内を確認し、請求書類や添付書類を提出してください。



本部 HP

(3) 年金払い退職給付(退職等年金給付)を請求する

《 年金払い退職給付とは？ 》

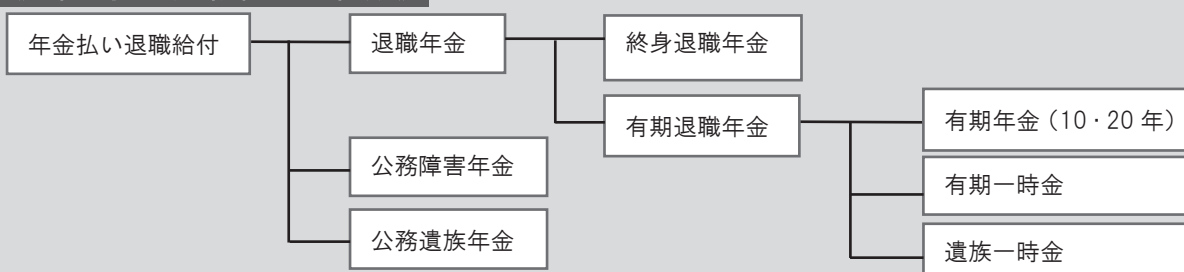
平成 27 年 10 月より新設された年金制度です。毎月の給料から掛金を徴収し、その金額を積み立てていく、「積立年金」です。

請求書類は**退職後に 65 歳に達した時**、又は **65 歳以降に暫定再任用フルタイム職員や正規職員を退職した時**に公立学校共済組合から送付されます。



本部 HP

《 年金払い退職給付の種類 》



※ 年金払い退職給付（退職等年金給付）についても、繰下げ支給が可能ですが、繰下げによる増額はありません。

ねきんの はなし 1

▶▶ 年金は「請求主義」!?! ◀◀

年金は、その権利を有する者の請求に基づいて、実施機関が決定することになっています。これを「請求主義」といいます（厚生年金保険法第 33 条）。

このため年金は、受け取る権利（受給権）が発生したときに自動的に支給が始まるものではなく、皆さん自身が請求手続を行うことで、年金として受け取ることができるものです。

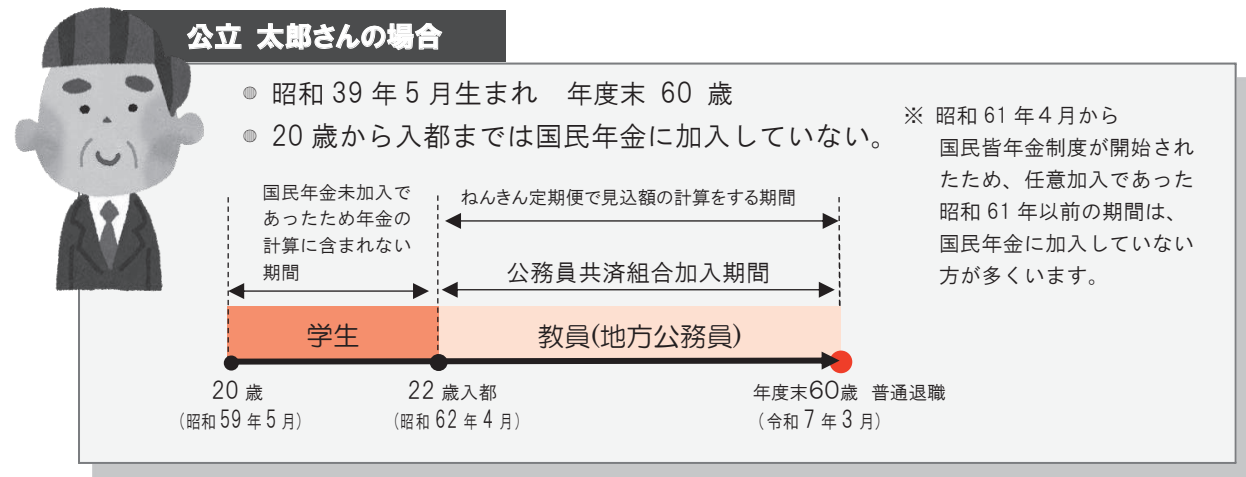
年金の請求をせずに、年金を受け取る権利が発生したときから 5 年を過ぎると、法律に基づき、5 年以上前の分の年金については時効により受け取れなくなる場合があります。早めに請求をお願いします。



(4) 老齢年金の見込額を知る

年金額の計算方法は年金の種類により異なります。

ここでは公立太郎さんのケースを例に老齢年金の見込額を知る方法を御案内します。



● ねんきん定期便を確認する

毎年 1 回、誕生月の月末に将来の年金見込額を記載した「ねんきん定期便」を送付します。

35 歳・45 歳・59 歳の「節目年齢」の方には封書で、それ以外の方には圧着ハガキで届きます。



本部 HP

公立太郎さんの場合

加入期間：誕生日時点での加入期間
見込額：60 歳まで勤めた場合の見込額

基礎年金番号 1234567890 私学共済の加入者番号

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として 120 月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第 1 号被保険者 (未納月数を除く)	第 3 号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
0 月	0 月	0 月	0 月			
厚生年金保険 (b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計	445 月	0 月	445 月
0 月	445 月	0 月	445 月			

①「第 1 号被保険者 (未納期間を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
② (d) 欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間 (任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. 老齢年金の種類と見込額 (1 年間の受取見込額)

受給開始年齢	65 歳～
(1) 国民年金	老齢基礎年金 756,500 円
(2) 厚生年金保険	老齢厚生年金 1,482,578 円
一般厚生年金期間	(報酬比例部分) 円 (定額部分) 円 (経過的加算部分) 円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	(報酬比例部分) 円 (定額部分) 円 (経過的加算部分) 円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	(報酬比例部分) 円 (定額部分) 円 (経過的加算部分) 円
(1) と (2) の合計	合計 見込額 2,460,998 円

※ 公立太郎さんの 60 歳誕生月 (令和 6 年 5 月末) に届いた定期便。なお、上記は見本であり、実際のねんきん定期便は原則として誕生日の 4 か月前のまでの情報で作成されます。

● 地共済年金情報 web サイトを確認する

地共済年金情報 web サイトでは、年金加入履歴、年金払い退職給付の給付算定基礎額残高履歴、公務員共済期間分の年金見込額などを、いつでも御確認いただけます。組合員と組合員であった方が老齢年金の受給開始年齢まで利用できます。

利用方法など、詳細については下記ホームページを御覧ください。

▶▶ ねんきん定期便以外でも 年金見込み額が確認できます ◀◀

地共済年金情報 web サイト



検索

<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>



利用には事前申込が必要です。ホームページで基礎年金番号※や必要事項を入力すると、後日（通常3～4週間後）、ユーザIDが郵送されます。

**令和4年4月から、年金手帳は基礎
年金番号通知書に切り替わりました。**

※ 基礎年金番号とは

基礎年金番号は、年金加入記録を管理するためのキーとなる10桁（4桁ハイフン6桁）の番号であり、**年金手帳や基礎年金番号通知書、ねんきん定期便などに記載されています。**

年金手帳や基礎年金番号通知書を紛失された場合には、お近くの年金事務所で再発行が可能です。

● 給付算定基礎額残高通知書を確認する

毎年1回、7月下旬に前年度末における年金払い退職給付の「給付算定基礎額残高通知書」を自宅に送付しています。支給額の参考にしてください。



本部 HP

給付算定基礎額残高通知書

料金後納郵便		規 展		給付算定基礎額残高通知書		各項目の説明	
101-0062 東京都千代田区 神田駿河台2-9-5		公立 太郎 様		(4年 4月 ~ 5年 3月) (8684100000000001) 単位 円		① 標準報酬月額 給金と付与額の基礎となる標準報酬月額の月額です。 同月に期末手当等の支給を受けた場合はその額を含みます。	
2306261 221121 00000001# 00000001 00001/00001 00000001 0000010000		① 標準報酬月額 ② 付与額 ③ 利息 ④ 給付算定基礎額残高		前年度末 1028384		② 付与額 標準報酬月額に付与率を乗じて算定されます。 年金の原資となる給付算定基礎額の一部となります。	
① 前年度末 1028384		4月 650000 9750 0 1038134		5月 650000 9750 0 1047884		③ 利息 当月の利息を表示しています。 前月の給付算定基礎額残高と当月の付与額に標準利率（1ヵ月単位に換算した率）を乗じた額です。	
6月 2150000 32250 0 1080134		7月 650000 9750 0 1089884		8月 650000 9750 0 1099634		④ 給付算定基礎額残高 当月までの給付算定基礎額残高を表示しています。 前月の給付算定基礎額残高、当月の付与額及び当月の利息を合計した額を表示しています。	
9月 650000 9750 0 1109384		10月 650000 9750 18 1119152		11月 650000 9750 18 1128920		⑤ 前年度末 前年度にお知らせした給付算定基礎額残高を表示しています。（※1）	
12月 2150000 32250 19 1161189		1月 650000 9750 19 1170958		2月 650000 9750 19 1180727		⑥ 付与額累計 各月の付与額を累計した額です。	
3月 650000 9750 19 1190496		※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。		※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。		⑦ 利息累計 各月の利息を累計した額です。（※1）	
⑧ 前年度末 1028384		⑨ 前年度末 162000		⑩ 給付算定基礎額残高 1190496		⑪ 今回通知 今回お知らせした給付算定基礎額残高を表示しています。（※1）	
⑪ 給付算定基礎額残高 1190496		⑫ 給付算定基礎額残高 1190496		⑬ 給付算定基礎額残高 1190496		⑭ 給付算定基礎額残高 1190496	
⑭ 給付算定基礎額残高 1190496		⑮ 給付算定基礎額残高 1190496		⑯ 給付算定基礎額残高 1190496		⑰ 給付算定基礎額残高 1190496	
⑰ 給付算定基礎額残高 1190496		⑱ 給付算定基礎額残高 1190496		⑲ 給付算定基礎額残高 1190496		⑳ 給付算定基礎額残高 1190496	
⑲ 給付算定基礎額残高 1190496		㉑ 給付算定基礎額残高 1190496		㉒ 給付算定基礎額残高 1190496		㉓ 給付算定基礎額残高 1190496	
㉓ 給付算定基礎額残高 1190496		㉔ 給付算定基礎額残高 1190496		㉕ 給付算定基礎額残高 1190496		㉖ 給付算定基礎額残高 1190496	
㉖ 給付算定基礎額残高 1190496		㉗ 給付算定基礎額残高 1190496		㉘ 給付算定基礎額残高 1190496		㉙ 給付算定基礎額残高 1190496	
㉙ 給付算定基礎額残高 1190496		㉚ 給付算定基礎額残高 1190496		㉛ 給付算定基礎額残高 1190496		㉜ 給付算定基礎額残高 1190496	
㉜ 給付算定基礎額残高 1190496		㉝ 給付算定基礎額残高 1190496		㉞ 給付算定基礎額残高 1190496		㉟ 給付算定基礎額残高 1190496	
㉟ 給付算定基礎額残高 1190496		㊱ 給付算定基礎額残高 1190496		㊲ 給付算定基礎額残高 1190496		㊳ 給付算定基礎額残高 1190496	
㊳ 給付算定基礎額残高 1190496		㊴ 給付算定基礎額残高 1190496		㊵ 給付算定基礎額残高 1190496		㊶ 給付算定基礎額残高 1190496	
㊶ 給付算定基礎額残高 1190496		㊷ 給付算定基礎額残高 1190496		㊸ 給付算定基礎額残高 1190496		㊹ 給付算定基礎額残高 1190496	
㊹ 給付算定基礎額残高 1190496		㊺ 給付算定基礎額残高 1190496		㊻ 給付算定基礎額残高 1190496		㊼ 給付算定基礎額残高 1190496	
㊼ 給付算定基礎額残高 1190496		㊽ 給付算定基礎額残高 1190496		㊾ 給付算定基礎額残高 1190496		㊿ 給付算定基礎額残高 1190496	
㊿ 給付算定基礎額残高 1190496		㊿ 給付算定基礎額残高 1190496		㊿ 給付算定基礎額残高 1190496		㊿ 給付算定基礎額残高 1190496	

● 年金の計算方法

1階部分 老齢基礎年金（国民年金）

《 計算方法 》

20 歳から 60 歳まで 40 年間加入した場合、年金額は満額で 816,000 円/年(令和 6 年度)です。未加入の期間がある場合は、加入月数に応じて年金額が計算されます。計算方法は以下のとおりです。

$$\text{老齢基礎年金の額 (令和 6 年度)} = 816,000 \text{ 円 (満額)} \times \frac{\text{加入月数}}{480 \text{ 月 (40 年間)}}$$

● 加入月数は、次の①～③の期間を合計した期間となります。

- ① 国民年金第 1 号被保険者： 国民年金保険料納付期間、免除月数がある場合は全部又は一部免除に応じた割合の期間が加算
- ② 国民年金第 2 号被保険者： 20 歳から 60 歳までの共済組合や厚生年金保険の加入期間
- ③ 国民年金第 3 号被保険者： 昭和 61 年 4 月 1 日以降の国民年金第 2 号被保険者の被扶養配偶者の期間

公立太郎さん
の場合

学生期間は任意加入のため加入期間はなく、
22 歳の 12 か月目から 60 歳到達まで 37 年 1 月(445 月)加入

$$816,000 \text{ 円} \times \frac{445 \text{ 月 (37 年 1 月)}}{480 \text{ 月 (40 年間)}} = 756,500 \text{ 円}$$

2階部分 老齢厚生年金（被用者年金）

《 計算方法 》

報酬に比例し、平均標準報酬（月）額と加入期間に基づき算出されます。
また、65 歳到達時に一定の扶養家族(加給年金額対象者)がいる場合、加給年金額が加算されます。→ 加給年金額については P 18

旧3階部分 退職共済年金（経過的職域加算額）

《 計算方法 》

平成 27 年 9 月末日までの公務員共済組合の加入期間の報酬に比例し、平均給与（給料）月額と加入期間に基づき算出されます。

（注）2 階部分（厚生年金）と併せて支給されるため、個別の請求書はありません。
日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合などの組合員期間は対象外です。

新3階部分 年金払い退職給付（退職等年金給付）

《 計算方法 》

平成 27 年 10 月以降に実際に支払った掛金や期間に応じた利子等を元に給付算定基礎額を算出し、実際に支給される年金額を算出します。

《 給付の目安 》

給付算定基礎額残高※約 **1,190,000 円** を **1/2 ずつ** 支給



※給付算定基礎額残高は、「地共済年金情報 web サイト」や「給付算定基礎額残高通知書」で確認できます。→P 1 1

《 受取方法 》

有期年金と終身年金に分かれており、有期年金の受取方法が選択できます。

- 支給開始：退職（一般組合員でなくなった）後に **65 歳に達した時**、又は 65 歳以降に暫定再任用フルタイム職員や正規職員を退職した時（退職している場合には 60 歳から繰上げ可能）
 - 半分は有期年金（①20 年、②10 年、③一時金から選択）、半分は終身年金として支給されます。
- ※ 一時金を希望した場合、添付書類として退職手当の源泉徴収票等が必要になる場合があります。

① 20 年

② 10 年

③ 一時金

有期年金（20 年）

または

有期年金
（10 年）

または

一時金

終身年金

終身年金

終身年金

※ 支給期間は原則 20 年、給付事由が生じた日から半年以内の申出により 10 年に短縮、一時金として受取方法を選択することが可能

※ 一般組合員期間が 10 年未満の場合は、それぞれ半分ではなく 4 分の 1

※ 受給者が死亡した場合、終身部分は終了し、有期部分の未支給期間分は遺族に一時金として支給

平成 27 年 10 月の年金一元化で、共済年金独自の 3 階部分「職域年金相当部分」は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。

65 歳に到達して年金が支給されるときには、旧 3 階部分「職域年金相当部分」は、「退職共済年金（経過的職域加算額）」として平成 27 年 9 月以前の加入期間に応じて支給され、「年金払い退職給付」は、平成 27 年 10 月以降の加入期間に応じて支給されます。



	一元化前に受給の権利が発生する老齢年金	一元化以降に受給の権利が発生する老齢年金
3 階部分	退職共済年金 （職域年金相当部分）	退職共済年金 （経過的職域加算額※1）
2 階部分	厚生年金 （厚生年金相当部分）	厚生年金（被用者年金）
1 階部分	国民年金（基礎年金）	国民年金（基礎年金）

平成27年9月までの期間分

平成27年10月以降の期間の3階部分は、**年金払い退職給付※2**となります。

名前は変わりますが、2階部分の給付内容は一元化前と同じです。

※1 「職域年金相当部分」は平成 27 年 9 月以前の加入期間に応じて、「退職共済年金（経過的職域加算額）」として 65 歳から支給されます。

※2 「年金払い退職給付」は、平成 27 年 10 月以降の加入期間に応じ、原則として 65 歳から支給されます。

3 | 年金受給開始後



本部 HP

(1) 年金の決定

公立学校共済組合で年金が決定すると、**年金証書**と支給日が記載された**年金決定通知書**が公立学校共済組合本部から自宅に届きます。初回の支給は、請求からおおむね4～6か月後になります。

年金証書は再就職した時などに必要となることがあるため、大切に保管してください。

(2) 年金の支給

支給は**2・4・6・8・10・12月の年6回**です。

原則として支給月の15日（土曜日のときは14日、日曜日のときは13日）に、支給月の前月と前々月の**2か月分が後払いで支給**されます。

公立学校共済組合と日本年金機構など、別の実施機関から年金を受給している場合、年金はそれぞれの実施機関から別々に振込まれます。

年金って「いつから」、「どうやって」支給されるの？



共済 次郎さん

【例】昭和39年9月20日生まれ共済 次郎さんの場合

老齢年金を受給する権利が発生する日は？

次郎さんの場合は、令和11年9月19日が受給権発生日

老齢年金は65歳から受け取ることができます。老齢年金を受給する権利が発生する日を「受給権発生日」と呼びます。

老齢年金の受給権発生日は**65歳の誕生日の前日**です。

年金が支給されるのはいつから？

次郎さんの場合は、10・11月分の年金が、令和11年12月14日以降に支給

年金は、**受給権発生日の翌月分**からが支給の対象となります。

年金を新規に決定する場合は提出された請求書類に不備等がない場合、受付から決定までにおおむね4～6か月程度審査等に時間を要します。

決定後に年金証書で決定額等を通知し、受給権発生日の翌月分から決定時点までの支給分がまとめて支給されます。



老齢年金の受給権発生日は65歳の誕生日の前日、年金支給は受給権発生日の翌月分からです。1日生まれの人の受給権発生日は、誕生日前月の末日となるため、1日生まれの人に限っては、誕生月から老齢年金の支給対象となります。

4 年金受給後に暫定再任用フルタイム勤務をしていた場合

65歳到達以降も暫定再任用フルタイムとして引き続き公立学校共済一般組合員だった場合の年金の諸制度等を説明します。

(1) 老齢厚生年金の支給調整

老齢年金受給権発生後に、暫定再任用フルタイム勤務等、厚生年金に加入する働き方をしていた場合、収入月額によって厚生年金の全額または一部が支給停止となることがあります。

詳細については、在職中の収入月額による厚生年金の支給調整（P 23）を参照ください。

※支給停止となった年金が退職後に遡って支給される制度はありません。

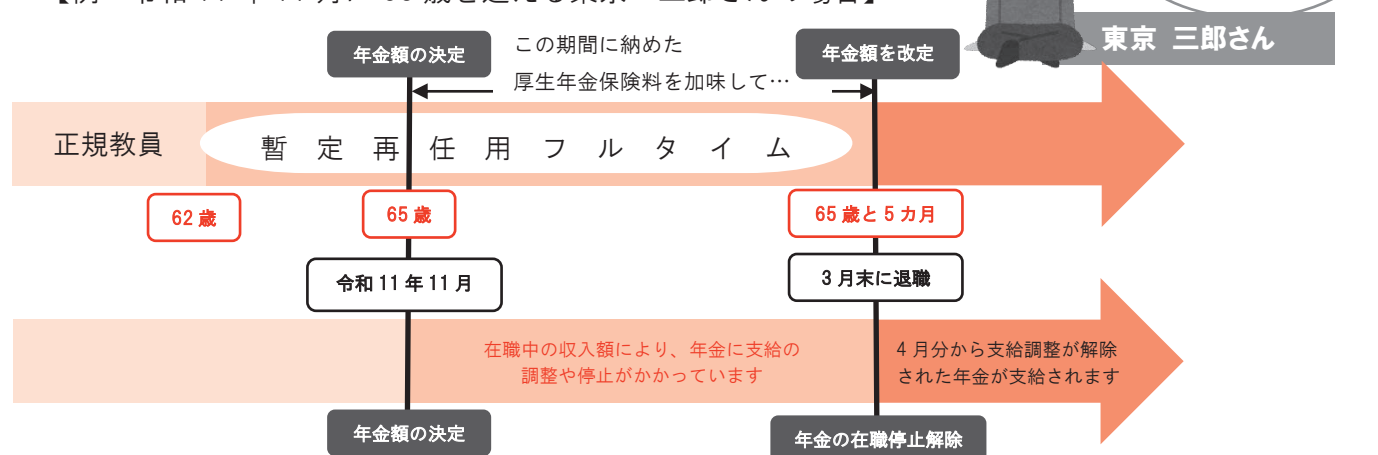
(2) 退職時の年金関係手続

老齢厚生年金受給者が退職した場合には、「退職届書（共済組合提出用）」等の書類の提出が必要になります。

上記書類を提出することで、厚生年金加入に伴う支給停止の解除及び65歳以降お勤めしていた期間の給料情報を年金額に反映する手続きを行います。

年度末に退職される方については、所属所の事務担当者宛てに東京支部から必要書類をお送りいたします。届いた書類を記入し御提出ください。

【例：令和11年11月に65歳を迎える東京 三郎さんの場合】



ポイント

厚生年金の支給調整の解除は4月分の年金からです。

通常、4・5月分の年金は6月に支給されますが年度末で退職する場合、支給元である公立学校共済組合本部が全国一律で退職改定処理を行う関係で例年8月定期支給以降の支給となっているのが現状です。

詳細は、退職が迫った際にお知らせがあると思いますが、年金の退職後の支給は処理の都合上8月になる可能性があるということを御承知おきください。

▶▶ 年金額は変動するって本当！？ ◀◀



基礎年金は加入月数・厚生年金は被用者期間の報酬情報に基づいて年金額が決定しておりますが、前年の物価や賃金の変動に応じて毎年度年金額を改定（増額又は減額）することとされています。（令和6年度の新規裁定者（67歳以下の方）は2.7%増額）

公的年金制度とは、個々の国民生活の安定を損なう老齢、障害及び死亡という事故による経済的損失を補うことにより、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としておりますが、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという 世代と世代の支えあい によって成り立っている制度です。

基礎・厚生年金は、**現役世代**が納めた掛金を、**受給者の皆様**が受け取る**賦課方式**となっております（年金払い退職給付は**積立方式**）。

それに伴い、賃金変動率（現役世代の負担能力）やマクロ経済スライド（年金給付水準を自動的に調整する仕組み）に基づいた年金額改定が毎年度行われているのです。

第3章

知っておきたい老齢年金の諸制度

老齢年金には、本人の申出や特定の条件に該当する場合に適用される制度があります。



本部 HP

1 加給年金額

加給年金額は65歳到達時等※に、以下のア、イ両方の条件に当てはまる場合に、2階部分の老齢厚生年金に加算して支給されます。

※ 65歳到達時等とは

① 65歳に達した時

② 厚生年金被保険者期間が20年未満であったものが、退職改定及び在職定時改定等を契機として、20年以上となるに至った時

加給年金額の条件

ア 年金請求者の厚生年金保険の加入期間が20年以上

イ 65歳から支給される「老齢厚生年金」の受給権発生時に生計を共にする加給年金額対象者がいる（下表参照）

【加給年金額対象者】

加給年金額対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額（令和6年度）
配偶者	65歳未満		408,100円/年
子	● 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ● 20歳未満で障害等級が1～2級に該当する障害状態にある子	恒常的収入が年額850万円未満 又は所得が655.5万円未満 ※ ※ おおむね5年以内に定年等の理由で収入が上記の額を下回る見込みの場合は該当	2人まで1人につき234,800円/年 3人目から1人につき78,300円/年



加給年金額対象者が20年以上の加入期間を有する老齢厚生年金の受給権が発生する（特別支給含む）又は障害を事由とする年金を受けた場合、

加給年金額は支給停止となります。

加給年金額は、皆さんが65歳になった時、生計を同じくする年下の配偶者がいる場合等に加算されます。



2 60 歳からの繰上げ



本部 HP

老齢年金は、受給開始を早めることができます（繰上げ）。

老齢年金は 65 歳から受給開始ですが、繰上げして 60 歳以降の希望する月から受給することができます。

ただし、繰り上げると年金額は 1 月あたり 0.4% の割合で減額 され、受け取る年金は 生涯減額 されたままになります。

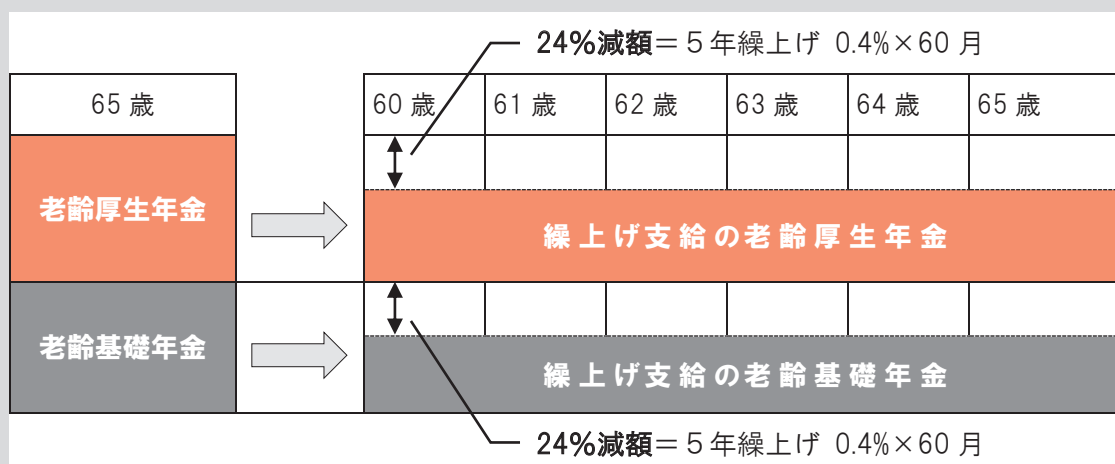
その他にも制約事項がありますので、希望する方はよく検討してから請求してください。

手続きの流れは、P28 も参照してください。

繰上げ期間	減額率
5 年（60 月）	24%
4 年（48 月）	19.2%
3 年（36 月）	14.4%
2 年（24 月）	9.6%
1 年（12 月）	4.8%

【例】60 歳で繰上げ請求する場合

国民年金、一般厚生年金、私学厚生年金など、65 歳から受給する全ての公的年金の老齢年金を同時に繰り上げることが条件となります。



【繰上げを行った場合の制約事項】

- 繰上げ支給により減額された年金は生涯にわたって続きます。このため受け取る期間の長短により、繰上げ請求しない場合よりも受け取る総額が減少する場合があります。
- 繰上げ請求を行った後に、取り消しをすることはできません。
- 繰上げ請求を行った後は、障害基礎（共済・厚生）年金に関する以下の請求等ができなくなります。
 - ア 事後重症などによる障害基礎（共済・厚生）年金の請求
 - イ 繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
 - ウ 3 級の障害共済（厚生）年金を受給している方の障害の程度が増進した場合の改定請求
- 繰上げ請求を行った後に、国民年金の寡婦年金※を請求することはできません。また、すでに寡婦年金を受給している方については、寡婦年金の権利はなくなります。
- 繰上げ請求を行った後に、国民年金の任意加入被保険者になることはできません。
- 繰上げ請求を行った後に、以下に該当する場合は繰上げ支給の老齢厚生年金の一部（又は全部）が支給停止となる場合があります。
 - ア 障害基礎（共済・厚生）年金・遺族基礎（共済・厚生）年金の受給権がある場合
 - イ 厚生年金保険又は私立学校教職員共済制度に加入した場合
 - ウ 常勤の公務員として再就職し、共済組合の組合員となった場合
 - エ 雇用保険の基本手当を受給する場合

※ 寡婦年金＝国民年金第 1 号被保険者としての保険料納付済み期間等が 25 年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合に、10 年以上婚姻関係があった妻に 60 歳から 65 歳までの間支給されるもの

〔参考〕 老齢基礎年金繰上げ受給・受取り総額（受給額）

20 歳から 60 歳までの 40 年間保険料を納め、満額 816,000 円受け取るものとして計算

単位：円

受給開始年齢 支給率	60歳 76%	61歳 80.8%	62歳 85.6%	63歳 90.4%	64歳 95.2%	65歳 100%
60歳時	620,160					
61歳時	1,240,320	659,328				
62歳時	1,860,480	1,318,656	698,496			
63歳時	2,480,640	1,977,984	1,396,992	737,664		
64歳時	3,100,800	2,637,312	2,095,488	1,475,328	776,832	
65歳時	3,720,960	3,296,640	2,793,984	2,212,992	1,553,664	816,000
66歳時	4,341,120	3,955,968	3,492,480	2,950,656	2,330,496	1,632,000
67歳時	4,961,280	4,615,296	4,190,976	3,688,320	3,107,328	2,448,000
68歳時	5,581,440	5,274,624	4,889,472	4,425,984	3,884,160	3,264,000
69歳時	6,201,600	5,933,952	5,587,968	5,163,648	4,660,992	4,080,000
70歳時	6,821,760	6,593,280	6,286,464	5,901,312	5,437,824	4,896,000
71歳時	7,441,920	7,252,608	6,984,960	6,638,976	6,214,656	5,712,000
72歳時	8,062,080	7,911,936	7,683,456	7,376,640	6,991,488	6,528,000
73歳時	8,682,240	8,571,264	8,381,952	8,114,304	7,768,320	7,344,000
74歳時	9,302,400	9,230,592	9,080,448	8,851,968	8,545,152	8,160,000
75歳時	9,922,560	9,889,920	9,778,944	9,589,632	9,321,984	8,976,000
76歳時	10,542,720	10,549,248	10,477,440	10,327,296	10,098,816	9,792,000
77歳時	11,162,880	11,208,576	11,175,936	11,064,960	10,875,648	10,608,000
78歳時	11,783,040	11,867,904	11,874,432	11,802,624	11,652,480	11,424,000
79歳時	12,403,200	12,527,232	12,572,928	12,540,288	12,429,312	12,240,000
80歳時	13,023,360	13,186,560	13,271,424	13,277,952	13,206,144	13,056,000
81歳時	13,643,520	13,845,888	13,969,920	14,015,616	13,982,976	13,872,000
82歳時	14,263,680	14,505,216	14,668,416	14,753,280	14,759,808	14,688,000
83歳時	14,883,840	15,164,544	15,366,912	15,490,944	15,536,640	15,504,000
84歳時	15,504,000	15,823,872	16,065,408	16,228,608	16,313,472	16,320,000
85歳時	16,124,160	16,483,200	16,763,904	16,966,272	17,090,304	17,136,000

減額率＝0.4％×繰上げ請求月から 65 歳になる月の前月までの月数

（注）表中の年金額は、支給開始年齢到達日（誕生日の前日）の属する月に繰上げ請求した減額率により計算しています。（円未満四捨五入）
実際には、請求した月に応じて、上の式で計算された減額率によって老齢基礎年金が減額されます。

3 | 66歳以降の繰下げ



本部 HP

老齢年金は、受給開始を遅らせることができます（繰下げ）。

老齢年金は 65 歳から受給開始ですが、繰下げして 66 歳以降の希望する月から受給することができます。繰り下げた場合、1 月あたり 0.7% の割合で増額された年金が支給されます。

繰り下げることのできる期間は、75 歳まで（最高 120 月×0.7%=84% の増額）です。

希望する方は 65 歳の老齢年金請求時に請求書によってその旨を申し出るとともに、繰下げ支給を希望するときに、公立学校共済組合本部に連絡して請求書を提出してください。

なお、繰下げられる期間は、75 歳（120 か月）までです。また計算上額面では、65 歳からの受給と比較して、繰下げ支給開始後約 11 年 11 月以上受給すると多く受給ができます。※

※ 税金や社会保険料等は考慮していません。



繰上げは年金を早く支給する分減額され、
繰下げは年金を遅く支給する分加算されます。

繰上げと繰下げについてのまとめ

		繰 上 げ	繰 下 げ
年金の支給開始		65歳より前（60 ～ 64歳）	65歳より後（66 ～ 75歳）
請 求 方 法		支給を希望する時期に自分で連絡し、請求書を入手する	65歳の年金請求時に繰り下げる旨を申し出る 66歳以降の支給を希望する時期に、公立学校共済組合本部（03-5259-1122）に連絡し、請求書を入手する
増 減 割 合		減 （0.4%×前倒しした月数）	増 （0.7%×遅らせた月数）
対象となる年金	1階 （老齢基礎年金）	1 階、2 階、旧 3 階全てを同時に繰り上げる必要あり ※ 一般、私学等老齢厚生年金も全て同時に繰り上げる必要あり	単独で繰下げ可能
	2階（老齢厚生年金） 旧3階（退職共済年金（経過的職域加算額））		単独で繰下げ可能 ※ 一般、私学等老齢厚生年金も全て同時に繰り下げる必要あり
	新3階 （年金払い退職給付）	繰上げ・繰下げとも単独で実施可能※ ※ ただし、繰下げによる年金の増額はありません。	

4 一般厚生年金保険の加入期間がある女性の請求時期

昭和 41 年 4 月 1 日生まれまでの女性で、**臨時的任用教員、非常勤教員等や民間企業での職歴のある方の一般厚生年金は、65 歳より前から支給されます。**

厚生年金保険の加入期間が 1 年以上かつ、一般厚生年金の加入期間が 1 月以上ある女性は、下表の年齢から特別支給の老齢厚生年金を受給できます。

該当する方には日本年金機構から請求書が送付されるので、公務員の厚生年金とは別に、先行して請求してください。

〔参考〕 一般老齢厚生年金の女性の支給開始年齢

生年月日	昭 37.4.2～ 昭 39.4.1	昭 39.4.2～ 昭 41.4.1	昭 41.4.2～
支給開始年齢 (特別支給)	63 歳	64 歳	65 歳 (本来支給)



支部 ハナコさんの場合

【生年月日】昭和 39 年 10 月 5 日生まれ

【加入期間】一般、公務員、私学厚生年金保険の期間あり

【退職日】令和 9 年 3 月 31 日

※ 64、65 歳時の 2 回手続が必要

令和 9 年 3 月
(退職)

一般老齢厚生年金
(特別支給)

年金払い退職給付
各老齢厚生年金 (本来支給)
老齢基礎年金

64 歳

65 歳

5 退職一時金の返還



本部 HP

次のア、イに該当する方は、受給した退職一時金に利子を付して返還していただき、その期間を通算して老齢厚生年金を決定します（返還額は経過年数に応じて受給額の約 5～7 倍）。**退職一時金を返納せず、その期間の年金を通算しないという選択をすることはできません。**該当する場合は必ず返還額を支払うことになります。

ア 昭和 54 年 12 月 31 日以前に公務員期間が 1 年以上で公務員を退職し、退職一時金を受給した方で、その前歴を含めた公務員共済組合の加入期間が 20 年以上となる方

イ 20 年に満たないが、退職一時金支給の際、原資控除（年金を受給するための権利を残すため、退職一時金から年金の原資を控除すること。）を受けた方

6 在職中の収入月額による厚生年金の支給調整



本部 HP

老齢厚生年金の支給開始年齢到達後に、再就職等により厚生年金保険に加入している（加入する）場合は再就職先の賃金等に応じて年金の全額又は一部が支給停止されます。

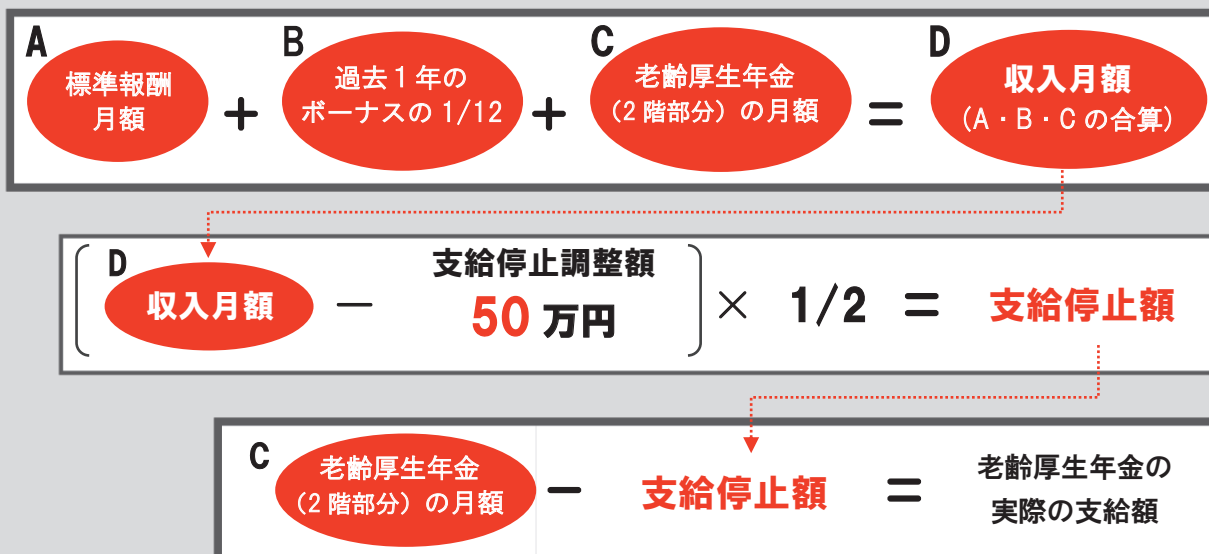
ただし、厚生年金保険に加入しない働き方（週 20 時間未満の時間講師、パート、個人事業等）、不動産や株式等による収入は、支給停止の対象にはなりません。

決定される 年金の種類	厚生年金の種類と年金の支給停止調整額	
	公務員厚生年金保険の組合員	一般・私学厚生年金保険加入者
老齢 厚生年金	再就職先の標準報酬月額と過去 1 年間のボーナス額の 1/12 と老齢厚生年金の月額 の合計が 50 万円 を超えた場合、超えた額の 1/2 の額が年金から支給停止	
退職共済年金 （経過的 職域加算額）	全額支給停止	全額支給
年金払い 退職給付	退職後に支給開始	全額支給

※ 50 万円（支給停止調整額）は、令和 6 年度の額であり、賃金や物価の変動により改定することがあります。

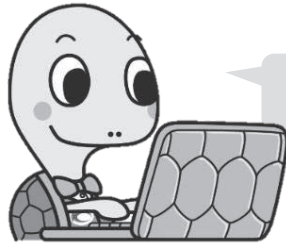
※ 老齢基礎年金には支給調整はありません。在職中でも全額支給されます。

▶ 支給停止の計算方法



ア **収入月額** ≤ **50 万円**（支給停止調整額）⇒ 支給停止なし

イ **収入月額** > **50 万円**（支給停止調整額）⇒ 支給停止調整額を超えた額の 1/2 の額が年金から**支給停止**



それでは具体的に計算してみましょう！

年金の支給停止はいくら？ ～トシコさんの場合～



組合トシコさん

【例】昭和 39 年 8 月 16 日生まれ 組合 トシコさんの場合

■受給権発生時(令和 11 年 8 月 15 日)の勤務状況

暫定再任用フルタイム勤務職員（公務員厚生年金保険加入）として勤務中
標準報酬月額 は 36 万円 … **A**、ボーナスは年 84 万円 … **B**

■年金額（年額）

老齢基礎年金は 81.6 万円

老齢厚生年金は 144 万円（月額 12 万円）… **C**

退職共済年金（経過的職域加算額）は 24 万円

トシコさんの令和 11 年 9 月分（65 歳時点）の老齢厚生年金の支給停止

A（36 万円）+ **B**（84 ÷ 12 = 7 万円）+ **C**（144 ÷ 12 = 12 万円）= **D**（55 万円）

D（収入月額 55 万円）> 50 万円 … P23 のイに該当

D（55 万円）－ **支給停止調整額**（50 万円）= 5 万円 × 1/2 = **支給停止額**（2.5 万円）

老齢厚生年金支給額 = **C**（144 ÷ 12 = 12 万円）－ **支給停止額**（2.5 万円）= 9.5 万円

老齢厚生年金 12 万円のうち、2.5 万円が支給停止となり、月額 9.5 万円が支給

■トシコさんの令和 11 年 9 月分（65 歳時点）の年金の総支給額

老齢基礎年金…81.6 万円 ÷ 12 = 68,000 円^{※1}

老齢厚生年金…9.5 万円

退職共済年金（経過的職域加算額）…0 円^{※2}

合計 163,000 円

※1 老齢基礎年金には支給調整はありません。

※2 公務員厚生年金保険に加入して働いているため、退職共済年金（経過的職域加算額）は**全額支給停止**になります。

給与明細とねんきん定期便を用意し、支給停止額と総支給額を算出してみましょう！

A 標準報酬月額 + B 過去1年のボーナスの1/12 + C 厚生年金の月額 = D 収入月額
 { D 収入月額 - 50万円 } × 1/2 = E 支給停止額

※ A標準報酬月額及びB過去1年のボーナスについては給与明細で確認してください。

C 厚生年金の月額 - E 支給停止額 = F 厚生年金支給額

●F（厚生年金支給額）がマイナスになるとき、厚生年金は全額支給停止。左の式では【F＝0】になります。

F 厚生年金支給額 + G 経過的職域加算額等 = H 総支給額

●一般組合員である正規任用又は暫定再任用フルタイム勤務の間は、G内の経過的職域加算額（共済年金）部分は全額支給停止です。

（参考） 給与明細

標準報酬

適用開始年月	令和	年	月
区分	等級	報酬月額	
短期			
長期	厚生年金		A
	退職等年金		

ねんきん定期便

2. 老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1) 国民年金				老齢基礎年金
				円
(2) 厚生年金保険				老齢厚生年金
一般厚生年金期間	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) (定額部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) (定額部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分) (定額部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分) (定額部分)
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	円	円	円	円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	円	円	円	円
(1) と (2) の合計	円	円	円	円

7 定年退職後のケース別・年金請求の流れ

(1) 勤務しない場合、民間企業や私立学校に就職する場合、非常勤教員、会計年度任用職員、暫定(定年前)再任用短時間勤務職員、臨時的任用教職員、又は時間講師になる場合など

定年退職後は
日本中を旅するぞ!



～ハルヒコさんの場合～

- 生年月日：昭和 39 年 4 月 10 日
- 公的年金の加入歴：公務員厚生年金
- 配偶者：昭和 42 年 10 月 26 日生、専業主婦

<これからの手続の流れ>

60 歳到達

60 歳到達時から、老齢基礎・厚生年金の繰上げ請求が可能
⇒ P 19・P 28 参照

退職届書兼年金待機者登録届書を
令和 8 年度末に提出⇒P 7 参照

62 歳定年

在職中の繰上げ請求は、在職に伴う年金の支給調整と繰上げ減額により、本来より受給する年金額が大幅に減少する恐れがあります。

退職後 3～6 ヶ月後に届く「年金待機者登録通知書」の内容を必ず確認し、保管してください。

POINT:退職後の年金関係手続きは
公立学校共済組合本部で行います。

年金待機者期間

- 氏名・住所が変わったら
公立学校共済組合本部に報告
- 繰上げ請求が可能(公立学校共済組合本部に連絡)⇒P 19・P 28 参照

一般厚生年金に加入する場合には、日本年金機構が実施機関になります。⇒P 3 参照

再就職しない場合、配偶者は 60 歳に到達するまで、国民年金第一号被保険者になる必要があります。⇒P 5 参照

65 歳

- 1 老齢基礎年金
- 2 本来支給の老齢厚生年金
- 旧 3 経過的職域加算額
- 新 3 年金払い退職給付を受給

●繰下げ請求を希望する場合は、66 歳以降、年金受給を希望する月の前月までに
公立学校共済組合本部に連絡

65 歳の概ね 1～3 月前

公立学校共済組合本部から

- ① 老齢基礎年金※
- ② 本来支給の老齢厚生年金
- ③ 年金払い退職給付 の請求書類が届く。
添付書類と共に返送 ⇒P 9 参照

※ 一般厚生年金に加入したことがある場合には、日本年金機構から送付

(2) 暫定再任用フルタイム職員として働く場合

まだまだ元気！
今までと同じよう
に頑張るわ！



～ナツコさんの場合～

- 生年月日：昭和 39 年 8 月 15 日
- 公的年金の加入歴：公務員厚生年金

<これからの手続の流れ>



繰上げ請求を希望する場合は
退職前：東京支部
退職後：公立学校共済組合本部へ
ご連絡ください ⇒P 19 参照



65 歳の受給権発生前に暫定再任
用フルタイム勤務を終了する方
は、終了時に退職届書兼年金待機
者登録届書を提出してください。

- 1 老齢基礎年金
- 2 本来支給の老齢厚生年金
- 旧 3 経過的職域加算額を受給

- 2 は所得による支給調整額が
50 万円となるため一部支給される
場合あり ⇒P23～25 参照
- 旧 3 は暫定再任用フルタイム勤務
中は全額停止
⇒P23 参照

【退職後】

新 3 年金払い退職給付

- 2 は厚生年金に加入しない場合、
全額支給
- 旧 3 は公務員厚生年金に加入
しない場合、全額支給
- 繰下げ請求を希望した場合は、66
歳以降に本部へ繰下げ支給の請求
手続を行う。

62 歳定年



退職届書兼年金待機者登録届書の
提出不要 ⇒P 6 参照

暫定再任用フルタイム職員として働く場合に
は、引き続き公立学校共済組合の一般組合員と
なるため、退職届書兼年金待機者登録届書の提
出は不要です。

概ね 65 歳の前月

公立学校共済組合東京支部から所属所を通して

- ① 老齢基礎年金※
 - ② 本来支給の老齢厚生年金の請求書類が届く。
- 繰下げ請求を希望する場合には、この請求書
でその旨を申し出る。

添付書類と共に返送 ⇒P9,21 参照

※ 一般厚生年金に加入したことがある場合に
は、日本年金機構から送付



請求書類は所属所を通して本人宛に届くた
め、所属所の事務担当は締切等を把握してい
ません。ご本人が責任を持って提出してくだ
さい。



在職中により支給停止となっている年金額
は繰下げ対象に含みません。

再フル
満了

暫定再任用フルタイム満了の年度末

公立学校共済組合東京支部から所属所を通して

- ① 退職届書（共済組合提出用）
- ② 年金払い退職給付の請求書 が届く
添付書類と共に返送 ⇒P9,16 参照

(3) 厚生年金に加入せず、退職後すぐに繰上げ支給をする場合

年金が早くもらえるって聞いたけど...



～ハルコさんの場合～

■生年月日：昭和40年2月20日

■公的年金の加入歴：公務員厚生年金

※退職後は、一般厚生年金に加入しない範囲で時間講師を行う。

<これからの手順の流れ>

- 1 老齢基礎年金（繰上げ）
 - 2 公務員厚生年金の特別老齢厚生年金（繰上げ）
- 旧3 経過的職域加算額（繰上げ）
新3 年金払い退職給付（繰上げ）

- 令和9年5月分が初回支給日（6月15日）以降に支給
- 受取金融機関の変更希望者は
公立学校共済組合本部へ連絡

62 歳定年

退職届書兼年金待機者登録届書を
令和8年度末に提出⇒P7 参照



退職後すぐに繰上げ受給を希望する方は退職
までに東京支部まで連絡してください。

繰上げ希望の連絡をすることにより

東京支部から老齢基礎・厚生年金の繰上げに
係る請求書類が届く。
添付書類と共に令和9年4月中に東京支部に
提出。



繰上げ請求に基づいて、今までの年金加入期間を
まとめて決定するために、退職の翌月以降に請求
書を提出するようにしてください。

退職以前に提出すると、65歳までの年金額が
通常時よりさらに低くなります。



なお、退職後しばらくしてから、繰上げ支給を
希望する場合には、その時に公立学校共済組
合本部に書類等を請求してください。

65 歳

手続き不要



厚生年金加入中の繰上げ請
求は、年金の支給調整と
繰上げ減額により、本来より
受給する年金額が大幅に減
少する恐れがあります。



新3 年金払い退職給付は、繰上げせずに
65歳から受給することも可能。

第4章

その他の年金制度



本部 HP

1 障害厚生年金

障害厚生年金は、組合員期間中に初診日のある病気やけがによって、日常生活や仕事などが制限されるような一定の障害状態（障害等級1～3級）となった場合に、65歳に達する前の在職中であっても受け取ることができる年金です。

（1）障害年金の受給要件

次のア～ウすべての要件を満たすこと

- ア 厚生年金保険の加入期間中に初診日（障害の原因となった病気やけがについて初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があること
- イ 障害の状態が、初診日から起算して原則1年6月を経過した日（以下、「**障害認定日**」という。）又は障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級から3級までの状態にあること
- ウ 初診日の前日において、以下の①又は②の保険料納付要件を満たしていること
 - ① 20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの、公的年金に加入しなければならない期間（合算対象期間を除く）のうち、保険料納付済期間か免除期間（学生納付特例期間等を含む）が3分の2以上あること
 - ② 初診日が令和8年3月31日以前で、初診日に65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと

（2）障害程度の認定基準（障害等級）

一定の障害状態とは、障害認定日において法令で定める障害の程度（認定基準）に該当する状態です。障害程度の認定基準（各公的年金制度共通）は次のとおりです。

なお、**障害年金の障害等級は障害者手帳の障害等級とは異なります。**

1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害
3級	日常生活にはほとんど支障はないが、労働が著しい制限を受ける又は労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態

障害年金の対象となる主な傷病の例は次のとおりです。

これらの傷病を原因として、**障害程度の認定基準に該当する状態である場合**に、障害年金の対象となります（傷病名で障害年金が認定されるわけではありません。）。

区分	主な傷病
眼	白内障、緑内障、ブドウ膜炎、眼球萎縮、癒着性角膜白斑、網膜脈絡膜萎縮、網膜色素変性症、糖尿病性網膜症など
聴覚	メニエール病、感音性難聴、突発性難聴、頭部外傷または音響外傷による内耳障害、薬物中毒による内耳障害など
鼻腔機能	外傷性鼻科疾患など
そしゃく・嚥下機能 言語機能	咽頭摘出術後遺症、上下顎欠損など
肢体	上肢または下肢の離断または切断障害、上肢または下肢の外傷性運動障害、脳卒中、脳軟化症、重症筋無力症、関節リウマチ、ビュルガー症、脊髄損傷、進行性筋ジストロフィー、人工股関節置換など
精神	老年及び初老期認知症、その他の老年性精神病、脳動脈硬化症に伴う精神病、アルコール精神病、頭蓋内感染に伴う精神病、統合失調症、双極性障害（躁うつ病）、てんかん性精神病、高次脳機能障害、その他詳細不明の精神病など
呼吸器疾患	肺結核、じん肺、気管支喘息、慢性気管支炎、膿胸、肺線維症など
循環器疾患（心疾患）	慢性心包炎、リウマチ性心包炎、慢性虚血性心疾患、冠状動脈硬化症、狭心症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、心筋梗塞など
高血圧	悪性高血圧、高血圧性心疾患、高血圧性腎疾患（ただし、脳溢血による運動障害は除く）など
腎疾患	慢性腎炎、ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全など
肝疾患	肝硬変、多発性肝腫瘍、肝癌など
糖尿病	糖尿病、糖尿病性と明示された全ての合併症
その他	白血病、多発性骨髄腫、悪性新生物等及びその他の疾患

国民年金・厚生年金保険 障害認定基準は、日本年金機構のウェブサイトに掲載されています。



認定基準

検索

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/ninteikijun/20140604.html>



年金機構 HP

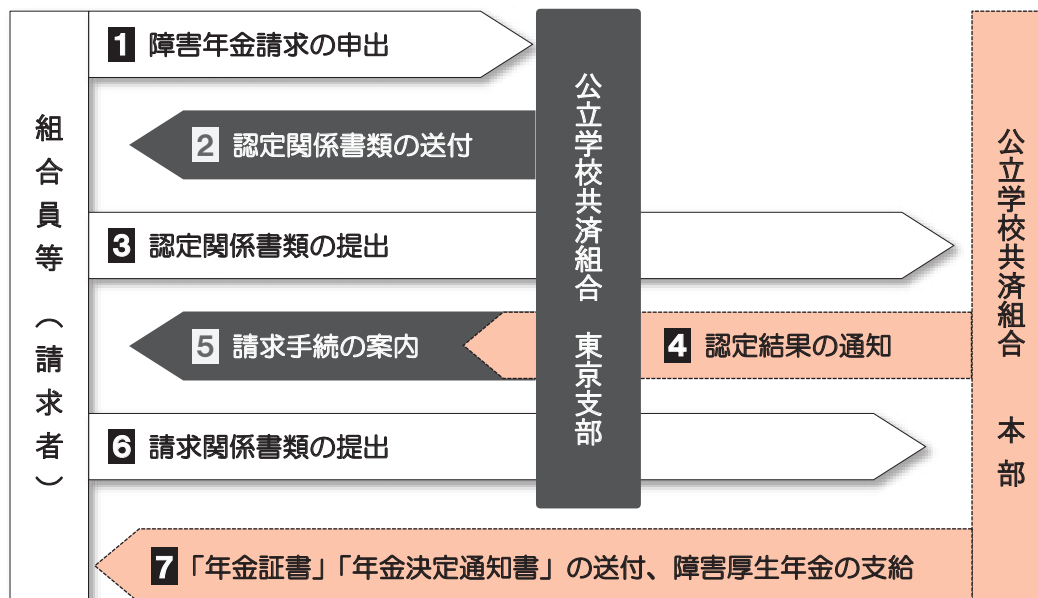
（３）障害年金の請求手続

公立学校共済組合の障害厚生年金請求手続は「障害程度の認定」と「障害厚生年金の決定請求」の２段階となります。

認定関係書類の提出後、「障害程度の認定」結果のお知らせまで３～４か月を要します。「障害厚生年金の決定請求」に関する書類の提出から年金証書の送付までは、さらに３～４か月を要します。

申出の際は、初診日、傷病名、症状、初診時の病院を転院しているときはその期日等、これまでの病歴について確認し、認定される見込みがあるかどうかを医師に相談のうえ、公立学校共済組合東京支部（電話 03-5320-6828）まで御連絡ください。

《 請求手続のイメージ 》



● 「障害程度の認定」

障害程度の認定は、診断書等による書面審査です。

申出の際に状況をお伺いした上で、認定に必要な書類（診断書等）を送付します。

《 障害認定日請求 》

障害認定日まで遡って請求する方法です。障害認定日時点の診断書が取得可能な場合に請求できます。障害認定日以降請求時まで、障害等級3級以上の障害状態にある場合、障害認定日の翌月まで遡って年金が支給されます。ただし時効により遡るのは過去5年分までとなります。

《 事後重症認定請求※ 》

障害認定日に障害等級1級から3級に該当せず、その後症状が進行して、65歳に達する日の前日までに、その傷病により障害等級に該当する程度の障害状態になった方が請求する方法です。請求は65歳に達する日の前日（65歳誕生日の前々日）までで、請求日の翌月から支給されます。

※ 老齢厚生年金の繰上げを行う際の制約事項（P19）に御注意ください。

● 「障害厚生年金の決定請求」

障害程度の認定の結果、障害等級1級から3級に該当した方には、障害厚生年金の決定書類を送付します。

なお、障害等級が1級又は2級のときは、国民年金法の「障害基礎年金」も併せて支給され、加給年金額対象者がいる場合は加給年金額も加算されます。

2 遺族厚生年金



本部 HP

遺族厚生年金とは、厚生年金保険の被保険者、被保険者であった方又は厚生年金の受給権者が亡くなったときに遺族に支給される年金です。

一般的な遺族厚生年金の年額は、亡くなった方が受け取る(受け取っていた)老齢厚生年金(退職共済年金を含む。)の年額のおおむね**4分の3**^{※1}になります。遺族厚生年金を受給するためには亡くなった方と遺族のそれぞれが以下の要件を満たす必要があります。

(1) 遺族年金の受給要件

次のア～エの、いずれかに該当すること

- ア 厚生年金保険の被保険者^{※2}が亡くなったとき
- イ 厚生年金保険の被保険者^{※2}であった期間に初診日がある病気やケガが原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に亡くなったとき
- ウ 障害等級1級または2級に該当する障害厚生年金^{※3}の受給権者が亡くなったとき
- エ 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生年金(退職共済年金を含む。)の受給権者又は同期間が25年以上ある方(退職した方を含む。)が亡くなったとき

(2) 年金上の遺族とは

次のア～ウの要件、すべてを満たす方

- ア 亡くなった被保険者と生計を共にしていたこと
- イ 恒常的な収入が年額850万円(所得の場合は665万5千円)未満^{※4}であること
- ウ 以下の表にかかげる遺族の範囲であること

【受給順位1～4のうち最も順位の高い方が受給できます】

順 位	遺 族	条 件 等
1 位	配偶者 子	● 夫は55歳以上（原則として60歳未満は支給停止） ● 子（胎児を含む）は現に婚姻をしていない以下のいずれかに該当する方 ① 18歳に達する日の属する年度末までの間にある方 ② 20歳未満であって、障害等級の1級・2級に該当する障害状態にある方
2 位	父母	55歳以上（60歳未満は支給停止）
3 位	孫	子と同じ
4 位	祖父母	父母と同じ

※1 遺族が65歳以上の配偶者で、自身の老齢厚生年金（退職共済年金を含む。）を受給している場合、年額の算出方法が異なる場合があります。

※2 死亡日の前日において、国民年金の保険料の納付要件（国民年金法に定める納付要件）を満たしていることを含む。

※3 障害共済年金を含む。

※4 おおむね5年以内に年額850万円未満の収入になることが明らかであると認められる場合も含む。

(3) 遺族厚生年金の請求手続

在職中に亡くなった場合は、所属所の事務担当者が、公立学校共済組合東京支部に連絡し、遺族と必要な手続のやりとりをします。

退職後に亡くなった場合（年金待機者の死亡）は、遺族が直接、公立学校共済組合本部（電話03-5259-1122）へお問合せください。

3 離婚時の年金分割制度



本部 HP

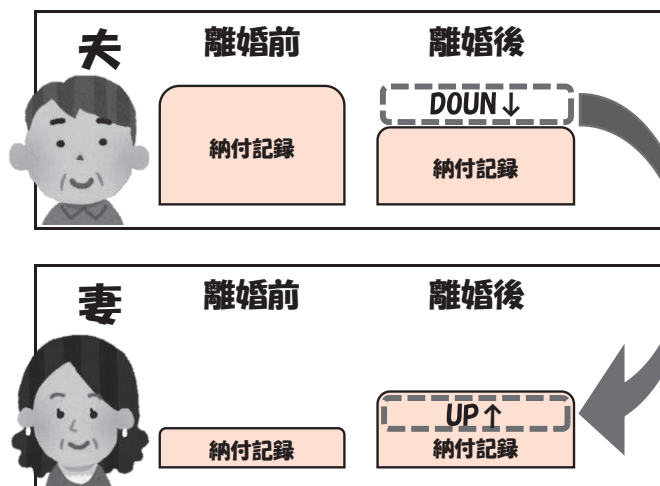
離婚時の年金分割とは、離婚する当事者の婚姻期間中における**厚生年金の保険料納付記録（標準報酬額）**を分割し、それぞれの年金の基礎となる標準報酬に算入する制度です。

年金自体を分割するものではありません。

老齢厚生年金は夫婦それぞれの保険料納付記録を基に算定されますが、働き方により夫婦間で年金額に大きな差が出ることがあります。

このため、婚姻期間中の保険料納付記録を夫婦が共同で負担した保険料と考え、両者の保険料納付記録を合算して任意の割合で按分することで、将来それぞれが受け取る厚生年金の額に反映させるのが年金分割制度です。

【例】夫の方が厚生年金の保険料納付記録（標準報酬額）が多い場合



● 分割方法

分割方法は、次の2種類です。

- 1 当事者間の合意や裁判所等の決定による「**合意分割**」
- 2 国民年金の第3号被保険者(会社員や公務員などに扶養される20歳以上60歳未満の配偶者)であった方からの請求による「**3号分割**」(平成20年4月1日以降の第3号被保険者期間が対象で、当事者間の合意や裁判手続は不要)

● 分割の手続

離婚時の年金分割は、当事者（お互い、またはその一方）からの請求に基づき、実施機関（公立学校共済組合本部）が行います。請求手続は公立学校共済組合やお近くの年金事務所等でも受付しています。

年金分割の請求手続

請求は「標準報酬改定請求書」に、按分割合を明らかにできる書類を添付して行います。

情報通知書の請求手続

分割の話し合いに必要な情報は、事前に「情報通知書」の請求を行うことで、受け取ることができます。

● 注意事項

＜請求期限＞

年金分割の請求期限は、**離婚日の翌日から起算して2年以内**です。

＜事実婚の場合＞

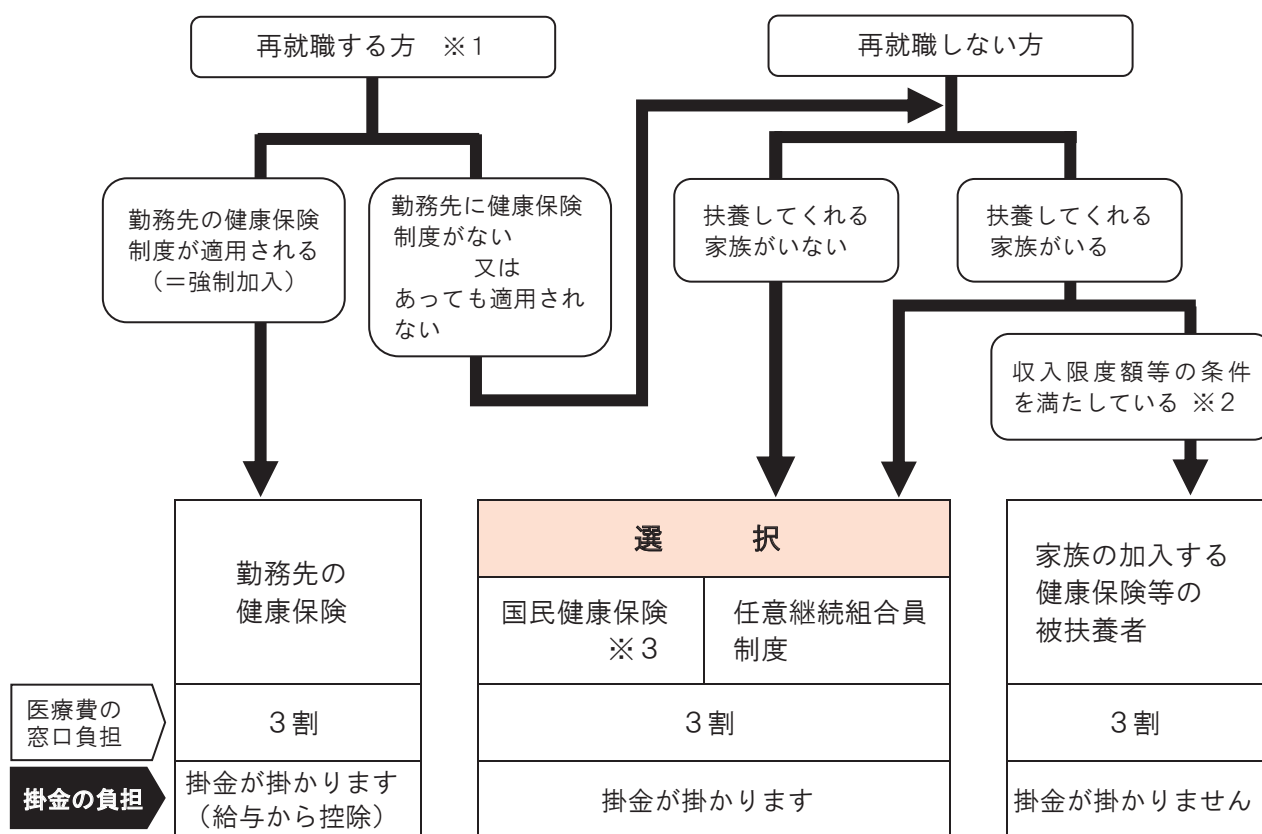
事実上の婚姻関係にある方も対象となりますが、分割の対象とすることができる期間は、当事者の一方が国民年金の第3号被保険者として認定されていた期間に限られます。

第5章

退職後の医療保険制度（健康保険制度）

1 退職後の医療保険制度(健康保険制度)について

退職後は、現在お持ちの公立学校共済組合「組合員証」は使用できなくなります。退職後どの健康保険に加入することになるのか、フロー図で確認してください。



※1 引き続き退職日から1日も空けずに暫定再任用（フルタイム・短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務又は日勤講師として働く方は、公立学校共済組合員の組合員資格が継続します。

※2 被扶養者の年額収入限度額（公立学校共済組合の場合）

ア・ 60 歳以上の方	
・ 収入の中に障害年金を含む方又は障害年金受給程度の障害を有する方（いずれも年齢の制限なし）	→年収 180 万円未満
イ アに記載した以外の方（遺族年金受給者の方を含む）	→年収 130 万円未満

扶養してくれる家族が民間の健康保険組合等に参加している場合は、被扶養者の条件が異なる場合があります。それぞれの健康保険組合の被扶養者の条件を確認してください。

※3 国民健康保険については、居住地の各区市町村「国民健康保険担当窓口」にお問い合わせください。

再就職が決まったら・・・

勤務先の健康保険制度が適用されるかどうか、御自身で確認してください。

- 都立又は区市町村立の学校に再就職する場合、任用形態によって、健康保険制度等が適用される場合と適用されない場合があります。詳しくは再就職先に確認してください。
- パート勤務でも、一定の条件を満たす場合、健康保険制度が適用されることがあります。

2 任意継続組合員とは

対 象 者	退職の<u>前日</u>まで引き続き1年以上組合員であった方（組合員期間が1年1日以上） ※次に該当する方は任意継続組合員に加入できません。 ・公立学校共済組合の組合員資格が継続する方（暫定再任用（フルタイム・短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務又は日勤講師として働く方） ・臨時的任用教職員・会計年度任用職員として働く方のうち、短期組合員資格取得の要件を満たす方 ・民間企業等（私立学校を含む）に再就職する方のうち、就職先の健康保険に加入する方 ・家族が加入している健康保険の被扶養者になる方 ・後期高齢医療制度に加入している方
加入手続	「<u>任意継続組合員申出書</u>」を資格担当へ提出し、手続後に発行される払込取扱票により期日までに掛金を納付してください。 加入を希望する方は、あらかじめ所属所の事務担当者に申し出てください。 受付方法：所属所の事務担当者を通じて郵送又は交換便での受付となります。 受付期間：退職の日から起算して20日以内に手続をしてください。 20日目が閉庁日の場合は、前開庁日までに到着するように提出してください。 令和7年3月31日付退職の場合、令和7年4月18日が受付の期限です。
加入期間	最長2年間。期間満了後は国民健康保険等へ加入することになります。
受けられる給付 利用できる事業	短期給付：基本的には、現職組合員の時と変わりありません。 ※ 育児休業手当金・介護休業手当金・休業手当金は支給されません。 ※ 傷病手当金・出産手当金は、現職中に支給事由が生じている場合のみ支給されます。傷病手当金の附加金は支給されません。 厚生事業：人間ドック等（福利厚生ハンドブック参照）
掛金の算出方法	次のア又はイのいずれか少ない額に、短期掛金率（93.2/1,000）と介護掛金率（15.92/1,000）をそれぞれ乗じて、合算した額が、1か月分の掛金となります。（令和6年4月適用）。 ア 退職した月の標準報酬月額（※1） イ 全組合員の平均標準報酬月額（令和6年度は380,000円） ※ 介護掛金は40歳以上65歳未満の方のみが対象です。 ※ 「全組合員の平均標準報酬月額」及び短期・介護掛金率は、年度毎に決定されます。
掛金の払込方法	ア 口座振替払（毎月払い） ※ 「みずほ銀行」のみの取扱いとなります。 イ 払込取扱票払（毎月払い・半年払い・一年払い） ※ 半年払いと一年払いには割引制度があります。

（※1）標準報酬月額……報酬月額（基本給＋諸手当）を標準報酬等級表にあてはめて求めた額

● 掛金計算の例（月額）

令和6年3月31日退職／退職した月の標準報酬月額が560,000円（第32級）の場合

退職した月の標準報酬月額 560,000円 > 全組合員の平均標準報酬月額 380,000円

⇒「380,000円」に掛金率を乗じて算出します。

短期掛金 380,000円 × 0.0932 = 35,416円(小数点以下切捨て)…① (月額)

介護掛金 380,000円 × 0.01592 = 6,049円(小数点以下切捨て)…② ①+②=41,465円

※ 令和6年4月時点の「全組合員の平均標準報酬月額」及び掛金率を適用

※ 問合せ先は、給付貸付課資格担当（電話 03-5320-6826）です。

第6章

年金待機者 Q&A

Q1 退職後に年金について相談したいのですが、どこに相談すればよいですか？

A. 退職後（年金待機者）の相談窓口は公立学校共済組合本部です。

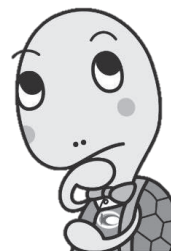
以下の連絡先にお問合せください。

公立学校共済組合本部 年金相談窓口 電話 03 - 5259 - 1122

月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00 ～ 17:30

★ 17:00 以降が電話の繋がりがやすい時間帯となっています。

★ 最初に年金待機者番号をお知らせください。（☞ P5 ）



Q2 退職後に引越した場合、必要な手続は？

A. 公立学校共済組合本部へ住所変更の届出が必要です。

届出をしないと、年金請求書をはじめ、公立学校共済組合から送付する書類が正しく送付されません。（☞ P3、9、10、11 ）

また、婚姻等により氏名が変更になった場合も届出が必要です。

届出の様式（年金待機者異動報告書）はホームページからもダウンロードできます。

（<https://www.kouritu.or.jp/nenkin/download/index.html>）



Q3 退職後は任意継続組合員になりますが、国民年金への加入は必要ですか？

A. 任意継続組合員は医療保険の制度ですので、年金制度として **60 歳まで国民年金に加入する必要があります。**（☞ P5 ）

退職後に厚生年金被保険者の被扶養配偶者になる場合は、国民年金第3号被保険者となるため国民年金加入の手続は不要です。（☞ P1 ）

子の被扶養者になる場合は、国民年金第3号被保険者にはならないので、国民年金加入の手続を行う必要がありますので御注意ください。

Q4 退職後、扶養していた配偶者の年金手続も必要ですか？

A. あなたの在職中、被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者でした。退職後、あなたと配偶者が、無職又は自営業等で厚生年金保険に加入しない場合、60 歳になるまでそれぞれ国民年金への加入が必要です。（☞ P1、5 ）

Q5 65 歳になれば自動的に年金の支給が始まりますか？

- A. 年金支給は自動では始まりません。年金を受給するためには御自身で年金請求の手続をする必要があります。請求手続は「年金請求書」を添付書類とともに提出します。（「年金請求書」は登録された住所へ自動的に送付されてきます。）年金請求の権利は5年で時効となりますので、早めに手続を行ってください。（☞ P8、9）

Q6 年金請求書が届きません。どうすればいいですか？

- A. 年金請求書は、最後に所属していた実施機関から誕生日の前に送付されます。誕生日を過ぎても年金請求書が届かない場合は、最後に所属していた実施機関へお問合せください。（☞ P3）

Q7 年金請求書を提出した後、年金が支給されるまでどのくらいですか？

- A. 初回の支給は、請求書の提出からおおむね4～6か月後になります。年金の支給が決定されると、年金決定通知書及び年金証書が届きます。その後、年金の支給が始まります。年金証書は再就職した時などに必要になりますので、大切に保管してください。（☞ P15）



Q8 年金の支給日はいつですか？

- A. 年金の支給は 2・4・6・8・10・12月の年6回です。
原則として支給月の15日（土曜日のときは14日、日曜日のときは13日）に、支給月の前月と前々月の2か月分が後払いで支給されます。（☞ P15）

Q9 年金から税金等が天引きされると聞きましたが、何が天引きされるのでしょうか？

- A. 老齢年金は所得税法の規定で「雑所得」に該当します。そのため、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます。障害年金・遺族年金は非課税です。
また、お住まいの区市町村と年金額によっては、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療制度の保険料、住民税等が天引き（特別徴収）されます。

その他のよくある質問については、公立学校共済組合本部のホームページにも掲載があります。

<https://www.kouritu.or.jp/nenkin/qa/index.html>



本部 HP

— <MEMO> —

主な問合せ先一覧

(1) 【公立共済本部】退職者（年金待機者・年金受給者）の問合せ

公立学校共済組合本部（年金相談センター） 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9時～17時30分

〒101-0062 千代田区神田駿河台 2-9-5 電話 03-5259-1122 <https://www.kouritu.or.jp/>



(2) 【公立共済東京支部】

退職後の医療保険・任意継続組合員の問合せ（給付貸付課資格担当）電話 03-5320-6826

現職者・退職者（年金待機者になる前）の問合せ（給付貸付課年金担当）電話 03-5320-6828

公立学校共済組合東京支部 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9時～12時，13時～17時

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 <https://www.kouritu.or.jp/tokyo/>



(3) 私立学校教職員共済制度・私学厚生年金に関する問合せ

日本私立学校振興・共済事業団共済事業本部

〒113-8441 文京区湯島 1-7-5 電話 03-3813-5321 <https://www.shigaku.go.jp/>



(4) 国民年金・一般厚生年金に関する問合せ

ねんきんダイヤル 電話 0570-05-1165（ナビダイヤル）又は 03-6700-1165（一般電話） <https://www.nenkin.go.jp/>

月曜日午前8時30分から午後7時、火曜日から金曜日午前8時30分から午後5時15分、

第2土曜日午前9時30分から午後4時



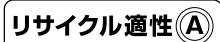
年金事務所		電話番号
東京	千代田	03-3265-4381
	中央	03-3543-1411
	港	03-5401-3211
	新宿	03-3354-5048
	杉並	03-3312-1511
	中野	03-3380-6111
	上野	03-3824-2511
	文京	03-3945-1141
	墨田	03-3631-3111
	江東	03-3683-1231
	江戸川	03-3652-5106
	品川	03-3494-7831
	大田	03-3733-4141
	渋谷	03-3462-1241
	目黒	03-3770-6421
	世田谷	03-6844-3871
	池袋	03-3988-6011
	北	03-3905-1011
	板橋	03-3962-1481
	練馬	03-3904-5491
	足立	03-3604-0111
	荒川	03-3800-9151
	葛飾	03-3695-2181

年金事務所		電話番号
東京	立川	042-523-0352
	青梅	0428-30-3410
	八王子	042-626-3511
	武蔵野	0422-56-1411
	府中	042-361-1011
埼玉	浦和	048-831-1638
	大宮	048-652-3399
	春日部	048-737-7112
	川越	049-242-2657
	熊谷	048-522-5012
	越谷	048-960-1190
	秩父	0494-27-6560
	所沢	04-2998-0170
千葉	市川	047-704-1177
	木更津	0438-23-7616
	佐原	0478-54-1442
	千葉	043-242-6320
	船橋	047-424-8811
	松戸	047-345-5517
	幕張	043-212-8621
山梨	大月	0554-22-3811
	甲府	055-252-1431
	竜王	055-278-1100

年金事務所		電話番号
神奈川	厚木	046-223-7171
	小田原	0465-22-1391
	川崎	044-233-0181
	港北	045-546-8888
	相模原	042-745-8101
	高津	044-888-0111
	鶴見	045-521-2641
	平塚	0463-22-1515
	藤沢	0466-50-1151
	横須賀	046-827-1251
茨城	横浜中	045-641-7501
	横浜西	045-820-6655
	横浜南	045-742-5511
	下館	0296-25-0829
	土浦	029-825-1170
群馬	日立	0294-24-2194
	水戸北	029-231-2283
	水戸南	029-227-3278
	太田	0276-49-3716
	桐生	0277-44-2311
馬	渋川	0279-22-1614
	高崎	027-322-4299
	前橋	027-231-1719



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。